

安来市総合文化ホールの指定管理者募集の質問書に対する回答

このことについて、次のとおり回答します。

担 当 部 署 文化課

番号	募集要項または資料名・ページ・項目	内 容	回答
1	募集要項・P 1・1・(5) 施設等の概要	施設の内容に「ラウンジ（喫茶）」がありますが、直営、委託等の運営（契約）形態をお示してください。	指定管理者の効果的な提案をいただきたいと思います。
2	募集要項・P 1・1・(5) 施設等の概要	「ラウンジ（喫茶）」の過去3年間の経営実績（開店時間、開店日数、収支実績）をお示してください。	喫茶コーナーの運営については、指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
3	募集要項・P 1・1・(5) 施設等の概要	「ラウンジ（喫茶）」の委託先が変更となったようですが、その経緯を教えてください。	運営について本市では把握しておりません。
4	募集要項・P 1・1・(5) 施設等の概要	指定管理者が変更となった場合に、現在の「ラウンジ（喫茶）」の委託先は継続営業の意思はありますか？	運営について本市では把握しておりません。
5	募集要項・P 1・1・(5) 施設等の概要	駐車場の台数は540台とありますが、これ以外に使用できる臨時駐車場的のものはありますか？	ありません。
6	募集要項・P 2・3 募集期間等	応募届出書とありますが、p 3（5）には応募申出書と記載があります。両方同じものとの認識で合っていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	募集要項・P 4・3・(7) プレゼンテーション及びヒアリングの開催	開催日時：6月下旬（予定）とありますが、現時点での候補日があれば（複数可）お示してください。	未定です。
8	募集要項・P 4・4・(1)・1)・①指定管理者指定申請書	「協力事務所」とは何でしょうか？定義願います。当該書類はグループ応募の場合にのみ必要でしょうか？	募集要項・P2・2. 申請者の資格・2)のとおり、応募団体が指定管理者としての資格を有していない場合に必要となります。

9	募集要項・P5・4・(1)・1)・②・ク) 次の税目に係る直近年度の納税証明書	直近年度の納税証明書につきまして、国税その3の3「消費税及び地方消費税に未納がないこと」の納税証明でよろしいでしょうか。令和6年度分の提出でよろしいでしょうか。 また、令和6年度分の証明書の発行が提出日に間に合わない可能性がございます。その場合、令和5年度分の提出でもよろしいでしょうか。 また、提出後に令和6年度分が発行された場合、追加提出ないし差し替えの必要はございますでしょうか。	→お見込みのとおりです。 →お見込みのとおりです。 →必要です。
10	募集要項・P5・4・(1)・1)・②・ク) 次の税目に係る直近年度の納税証明書	法人市民税、及び法人事業税について、安来市において納税義務を有していない場合、本社所在地における納税証明書を提出することによろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
11	募集要項・P5・4・(1)・1)・③提案書	申請する施設の収支計画書(様式7関連)とありますが、収支予算書のことですか。	お見込みのとおりです。
12	募集要項・P4・4・(1)・2) 提出書類についての留意事項	提出書類はファイル等にまとめ、インデックス等を活用して区分し提出することは可能でしょうか。提出の仕方(綴じ方など)に関し詳しく(可能であれば図示で)ご教示ください。	可能です。 提出の体裁は任意で結構です。
13	募集要項・P5・4・(1)・2)・④ページ番号	納税証明書やパンフレットなど、元々ページ番号の記載がない書類についてはページ番号を付さなくてもよろしいでしょうか。	それらの書類については、ページ番号を付さなくても結構です。
14	募集要項・P5・4・(1)・2)・④ページ番号	事業計画書(様式6)のページ番号については、様式6-Aから様式9まで通しのページ番号でよろしいでしょうか。	募集要項・P5・(1)・1) ③の提案書として、1ページずつページ番号を表記してください。
15	募集要項・P5・4・(1)・2)・④ページ番号	「④ページ番号を中央下に表記」となっていますが、(1)申請に必要な書類について、①、②ア)～ク)、③の別に、ページ番号を付すことでよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
16	募集要項・P5・4・(2)・2) 申請書類の取扱い	「情報公開条例に基づき申請書類を公開することがあります」とありますが、企業情報を含む申請書類に関し、①応募者に無断で開示される、②一方的に全面開示される、③インターネット等で開示されるなどの見込みはありますか？	①応募者に意見聴取を行い、安来市情報公開条例に基づき判断します。 ②営業活動上のノウハウに関する情報に該当する情報は、非公開情報とします。 ③インターネットで開示する見込みはありません。

		また、開示内容に関して個人情報や競争上の優位性への配慮はありますか？	→安来市情報公開条例第 10 条に基づき判断します。
17	募集要項・P 6・5・(2) 選定審議会の設置	選定審議会のメンバーの人数、所属、市職員・外部委員の別等について開示ください。	以下のとおりです。 ①委員数 10 名 ②構成 税理士 1 名、行政書士 1 名、商工関係者 1 名、民間有識者（一般）4 名、民間有識者（専門）2 名、市職員 1 名
18	募集要項・P 7・5・(4) 評価項目と配点	要項記載の配点表にある「文化事業」には自主採算事業は含まれますか？含まれない場合、自主採算事業はどの項目で評価されますか？	含まれます。
19	募集要項・P 7・5・(4) 評価項目と配点	要項記載の配点表にある「移行計画」とは何を指しますか、引継ぎのことでしょうか？ご教示ください。	お見込みのとおりです。
20	募集要項・P 8・7 指定管理者が行う業務の範囲	P 5 に出てくる自主採算事業と本項目に記載のある自主事業との違いは何でしょうか？それぞれの定義をお示しください。	同義です。
21	募集要項・P 9・9・(1) 指定管理料の上限	各年度、文化事業として 17,000 千円が含まれているとありますが、要項 P 8 文化事業に関する業務には自主事業が含まれていることから、指定管理料を活用し自主事業も実施可との理解で良いでしょうか？	指定管理料を活用した自主事業は実施不可です。
22	募集要項・P 9・9・(1) 指定管理料の上限	「指定管理期間中に、「9. 経費に関する事項(2) 4」人件費」の算出根拠が下がった場合、指定管理料を変更する場合があります」となっています。変更となる場合の具体的基準を、ご教示ください。 また、現指定管理者において、該当する事例があれば、その内容と具体的根拠を、ご教示ください。 また、積算根拠が上がった場合も指定管理料を変更する場合がありますのでしょうか？	→変更となる場合の具体的基準はありません。算出根拠に著しい変動があった場合、協議によって変更する場合があります。 →該当する事例はありません。 →変更となる場合の具体的基準はありません。国等の状況も勘案し、著しい変動があった場合、協議によって変更する場合があります。
23	募集要項・P 9・9・(2) 指定管理料に含まれるもの	人件費（運用実施計画 8 人役分）とあるが、この 8 人役には舞台管理要員（舞台スタッフ）は含まれますか？それとも、それらは委託費として計上されていますか？	技術系責任者 1 名は人件費に含み、それ以外の舞台スタッフは委託費として計上しています。

24	募集要項・P 9・9・(2) 指定管理料に含まれるもの	前項に関し委託費として計上されている場合は、資料「収支決算（令和5年度）」においても同様の区分ですか？その場合、舞台保守点検に含まれているとの理解で良いでしょうか？	お見込みのとおりです。
25	募集要項・P9・9・(2)・4) 人件費	「運用実施計画8人役を基に市職員の標準人件費から算出」と、応募提案する人員体制および勤務シフト体制（含む委託業務）とは、どう関係するのか、ご教示ください。この文章の具体的意味を、ご教示ください。 また、現指定管理者の、R3年度～R7年度の人員体制及び勤務シフト体制（含む委託業務）について、ご教示ください。	→本市が定めている安来市総合文化ホール管理運営実施計画では8人役で想定しており、それを基に人件費を算出しております。その上で人員体制及び勤務シフト体制は応募者にご提案をいただきたいと考えています。 →指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
26	募集要項・P9・9・(2)・4) 人件費	(2) 4) 人件費（運用実施計画8人役を基に市職員の標準人件費から算出）とありますが、運用実施計画8人役とは、どのような意味でしょうか？	安来市総合文化ホール管理運営実施計画で示しております、施設の管理運営に必要なだと想定している人役のことです。
27	募集要項・P9・9・(2)・4) 人件費	(2) 3) 人件費（運用実施計画8人役を基に市職員の標準人件費から算出）とありますが、市職員の標準人件費をご教示ください。	標準人件費は公表しておりません。
28	募集要項・P9・9・(2)・4) 人件費	(2) 3) 人件費（運用実施計画8人役を基に市職員の標準人件費から算出）とありますが、今後5年間でどの程度上昇を見込んで算出しているかについて、金額もしくは上昇率をご教示ください。	22の回答のとおりですので、見込んでいません。
29	募集要項・P9・9・(3) 指定管理者の収入として見込まれるもの	「5) 事業からの収入」に「文化事業収入」の記載がありませんが、含むと考えてよろしいでしょうか。また、同項目に記載の（自主事業収入）とは、要項・仕様書および様式に記された「自主採算事業」と同一と理解してよろしいでしょうか。もしくは、指定管理業務で行う「文化事業」とは別として、「自主採算事業」は含まないということで、同表記は誤りと考えるべきでしょうか。	ご指摘のとおり、表記は誤りです。公開している募集要項についても修正いたします。
30	募集要項・P10・9・(6) 利用促進の取組	「稼働率」について、還元データ「各施設の稼働率・利用料収入」の欄外において、「稼働率：利用日数（見学・視察を含む）/（月数－休館日・工事・点検日等）」となっていますが、「月数」を365日と読み替えばよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご指摘のとおりです。

31	募集要項・P10・9・ (7)・1) 利用料金の設定	現在の利用料金は開館当時から変化はありませんでしょうか？	変更ありません。
32	募集要項・P10・9・ (7)・2) 利用料金の減免	現在の指定管理者が、公益上特に必要があると認め減免している利用対象先や利用事例の実績を開示ください。	減免の実績についての報告は受けておりません。
33	募集要項・P10・(7)・ 2) 利用料金の減免	現在の指定管理者による減免実績の実績値を過去3年分お示しください。	減免の実績についての報告は受けておりません。
34	募集要項・P11・11・ (2)・3) 施設設備の修繕	過去5年間の修繕履歴をご教示ください。	本市で過去5年間行った修繕は、回答書別添資料1のとおりです。
35	募集要項・P11・11・ (2)・3) 施設設備の修繕	指定管理者がリスク分担する1件金額が明示されていますが、年間金額については明示されていません。他方、「市が修繕として積算した協定額を超える場合精算を行う」となっています。従って、年度協定において、年度の合計修繕額を設定されるものと考えます。ついては、提案する収支予算において設定すべき年間修繕費（基準額）を、ご教示ください。 また、指定管理者が提案した修繕費と市から提示される年度協定上の修繕額が異なる場合、指定管理料は加減されるのでしょうか、ご教示ください。	→400万円程度を想定していますが、年度協定時に協議により決定します。 →各年度の指定管理料については、協議により決定します。
36	募集要項・P14・13 引継業務	指定管理者が変更となる場合、令和7年度中に現指定管理者が収受した令和8年度分の利用料金については、新指定管理者に引き継がれますでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	募集要項・P14・14・(4) 職員	現在の指定管理者は、半数以上の市民雇用を実現していますか？	基本的には達成していますが、異動により半数未満の時期もあります。
38	業務の基準・P2・2・(1)・ ④自主採算文化事業	要項P5に出てくる自主採算事業と本項目に記載のある自主採算文化事業は同一のものでしょうか？	同一です。

39	業務の基準・P2・3・ア施設の 開館日等	開館時間は午前9時ですが、ロビー を開ける時間（利用者が建物内共用 部に入れる時間）は何時からでしょ うか？	午前9時からです。
40	業務の基準・P2・3・ア施設の 開館日等	開館時間が午前9時から午後10時 までとなっていますが、夜間利用が ない日であっても、午後10時まで 開館していますか？利用がない際に 早じまい（夜区分を閉めるなど）を しますか？	本市との協議により決定してくださ い。
41	業務の基準・P2・3・ア施設の 開館日等	前の質問で、早じまいをする場合、 早じまいをした実績日数を過去3年 分お示しください。	実績日について、集計していません。
42	業務の基準・P2・3・ア施設の 開館日等	開館時間は午前9時ですが、実際に 利用者が準備時間等も含め利用許可 を有する施設内部に入れる時間は何 時でしょうか？内規等でルールがあ れば開示ください。	内規等は指定管理者の営業活動上の ノウハウに関する情報に該当するた め、提示できません。
43	業務の基準・P2・3・ア施設の 開館日等	利用許可を有する主催者が利用を開 始する場合、職員が施設まで行き開 錠しますか？それとも利用者に鍵を 預けますか？	本市との協議により決定してくださ い。
44	業務の基準・P2・3・ア施設の 開館日等	指定管理者が市の承認を得て休館日 を変更した実績はありますか？ある 場合は内容を教えてください。	市の主催事業、施設の避難訓練等で 変更した実績があります。
45	業務の基準・P2・3・ア施設の 開館日等	午前9時から午後10時までの開館 時間を超えて「延長」できるとあり ますが、延長対応する場合の利用料 金の算出方法をご教示ください。	安来市総合文化ホール条例 別表 (第10条関係)備考7において、以 下のとおりとしております。 指定管理者の承認を得て、この表に 定める利用時間を超えて有料施設等 を利用する場合は、1時間につき、 その利用している区分の基準額(備 考2から備考6の規定に該当する場 合は、当該規定を適用して算出した 額)を当該区分に定める時間数で除 して得た額の3割増しの額を徴収す る。この場合において、1時間に満 たない場合は、これを1時間とみな すものとする。
46	業務の基準・P2・2文化事業に 関する業務の基準	現指定管理者が実施している事業の 内、継続すべき事業がありましたら、 内容・収支規模と共にお示しく ださい。	ありません。

47	業務の基準・P2・2文化事業に関する業務の基準	①～③の各事業について、「事業内容等の詳細については、指定管理者の提案を踏まえ市と協議の上決定します」とありますが、公演・講座の実施毎に都度市と協議する必要がありますでしょうか。それとも、年度ごとの「文化事業計画」を提出するのみでよろしいでしょうか。	文化事業計画の提出時に協議します。
48	業務の基準・P2・2・(1)・⑤指定管理者に別途委託する業務	市の委託実績があれば、具体的内容をご教示ください。また、継続実施する業務があれば、ご教示ください。	子どもたちのための音楽鑑賞会、合併記念式典、自衛隊コンサート、NHK 公開番組等 子どもたちのための音楽鑑賞会は令和2年度から継続して実施しております。
49	業務の基準・P3・3・イ利用料金等	指定管理者が行う「文化事業」は利用料金を免除されるという認識でよろしいでしょうか。また、一般予約開始前に先押さえをすることは可能でしょうか。	安来市総合文化ホール条例第4条のとおり、指定管理者の業務内での判断になります。
50	業務の基準・P3・3・イ利用料金等	料金の徴収方法について、窓口におけるクレジットカード払いができるのはチケット購入、利用料金の支払いの両方で可能でしょうか。	本市では設置しておりません。
51	業務の基準・P3・3・イ利用料金等	利用料金もしくは文化事業のチケット購入代金の徴収方法について、窓口におけるクレジットカード払いの手数料は市が負担していますか？	本市は負担していません。
52	業務の基準・P3・3・イ利用料金等	平成29年の開館以降、指定管理者が利用料金を改訂されたことがあるようでしたら、改訂日、改訂前後の料金体系、改訂理由をお示しください。	改定していません。
53	業務の基準・P3・3・イ利用料金等	現在の利用料金体系は条例の基準額よりも高く設定されていますが、その理由をお示しください。	基準額は税抜き金額で、利用料金は税込み金額です。
54	業務の基準・P3・3・カ広報宣伝等	現在発行されている広報誌の発行部数及び配布方法と配布コストについて実績をご教示ください。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
55	業務の基準・P3・3・カ広報宣伝等	広報誌の配布について、前回公募(R2年)では、全戸配布となっていました。今回公募では、配布基準の指定はありません。その理由を、ご教示ください。また、現在の配布状況について、ご教示ください。	広報の方法についても、指定管理者の効果的な提案をいただきたいと思います。 現在も提案いただいた内容で実施しており、指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。

56	業務の基準・P3・3・キ友の会について	アルテピア・パートナーズクラブの会員数について会員区分ごとに開示ください。（直近3年分）	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
57	業務の基準・P3・3・キ友の会について	現指定管理者が運営している友の会は、アルテピア・パートナーズクラブのことでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	業務の基準・P3・3・キ友の会について	友の会について、現在の会員数、入会条件、入会特典を、ご教示ください。	会員数は令和6年度末時点で2096人です。 入会条件、入会特典はアルテピアホームページをご覧ください。
59	業務の基準・P3・3・ク喫茶コーナーについて	現在の指定管理者による開店時間等をお示しください。	休館日と水曜日を除く、11:00～17:00です。 詳細はアルテピアホームページをご覧ください。
60	業務の基準・P3・3・ク喫茶コーナーについて	現在の指定管理者もしくはその委託先が独自に配備した調理器具、什器や大型備品等がありますか？	あります。
61	業務の基準・P3・3・ク喫茶コーナーについて	現在の運営方法は、指定管理者の直営でしょうか、それとも指定管理者の再委託でしょうか、ご教示ください。 再委託の場合、委託収入はありますか、ご教示ください。 また、指定管理者が市に納付する行政財産使用料があれば、その使用料を、ご教示ください。	→直営で一部運営を委託しています。（営業許可は指定管理者が取得しています） →指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。 →指定管理業務に含むため、ありません。
62	業務の基準・P3・3・ク喫茶コーナーについて	喫茶コーナーの運営業務には、行政財産使用許可等が必要ですか？その場合の費用をご教示ください。	指定管理業務に含むため、必要ありません。
63	業務の基準・P3・3・ク喫茶コーナーについて	喫茶コーナーに係る行政財産使用料を開示願います。また、収支決算（令和5年度）のどこに計上していますか？	62の回答のとおりです。

64	業務の基準・P3・3・ク喫茶コーナーについて	確認ですが、主な配備備品として記載されている備品は市の備品ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	業務の基準・P4・3・ク※主な配備備品	喫茶コーナーの備品リストを開示願います。	回答書別添資料2のとおりです。
66	業務の基準・P4・4・(1)・エ備品等の保守管理	備品費、消耗品費の実績額(R3年度～R6年度)を、ご教示ください。 また、備品費、消耗品費について、提案すべき基準額があれば、ご教示ください。	→指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。 →備品費については積算しておりません。消耗品費については40万円程度を想定しています。
67	業務の基準・P4・4施設の管理に関する業務の基準	リース契約等引き継ぐべき長期契約があれば、その内容をご教示ください。(物件名、年間金額、期間)	AEDのリース契約があります。
68	業務の基準・P5・4・(2)・ア清掃業務	清掃業務範囲・内容の詳細は、指定管理者と協議の上決定となっておりますが、現在決定されている業務範囲・内容の詳細を、ご教示ください。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
69	業務の基準・P5・4・(2)・イ保安警備業務	施設維持管理業務の基準では、機械警備のみの指定ですが、現在の指定管理者において、有人警備の配置があれば、その内容を、ご教示ください。 「機械警備は、市が整備した機械警備設備」となっています。ついては、その契約内容を、ご教示ください。	→指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。 →セコムの機械警備設備を整備しています。
70	業務の基準・P5・(4)エネルギー等の管理業務	燃料の搬入依頼の頻度はどの程度でしょうか？ また、燃料の購入費は、収支決算書(令和5年度)のどこに計上していますか？	→指定管理者の裁量によります。 →光熱水費です。
71	業務の基準・P5・4・(5)安来市総合文化ホール条例第4条で定めている業務以外で使用する場合の取り扱い	自動販売機について、現在設置されている台数を、ご教示ください。 また、設置に係る目的外使用料を、ご教示ください。 行政目的を有する自動販売機について、自販機手数料収入は、指定管理者に帰属しますか、ご教示ください。	→指定管理者設置3台、本市設置1台です。 →目的外使用料500円/1台(回収ボックス含む) →本市の収入となります。

72	業務の基準・P6・4・(5) 安来市総合文化ホール条例第4条で定めている業務以外で使用する場合の取り扱い	自販機設置に係る行政財産使用料を開示願います。 また、収支決算書（令和5年度）のどこに計上していますか？	→71の回答のとおりです。 →事務費です。
73	業務の基準・P6・4・(7) AEDの設置	現在、本施設内に設置されているAEDの台数をご教示ください。	1台です。
74	業務の基準・P7・5・(11) 自主採算事業	現在の指定管理者が実施している自主採算事業の内容をお示しください。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
75	業務の基準・P7・5・(11) 自主採算事業	「自主採算事業」と「自主採算で行う文化事業」の違いは何でしょうか？	38の回答のとおりです。
76	業務の基準・P7・6・(1) 文化事業に関する留意事項	「自主採算事業で施設を利用できる日数の上限は、別途定めます」とありますが、過去5年間の利用日数をお示しください。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
77	業務の基準・P7・6・(1) 文化事業に関する留意事項	「市や各種団体の実施するイベント等と（中略）重複を避ける」ため、市が主催・共催しているイベントの内容・収支規模をお示しください。	本市で把握しているイベントは、回答書別添資料3のとおりです。
78	業務の基準・P10・2 文化事業に関する業務の基準（別表）	別表（P10～11）において、指定管理者が最低限実施しなければならない「事業、内容、実施場所、年間本数」が明示されています。現指定管理者の実施状況について、R3年度～R6年度分を、「事業、内容、実施場所、年間本数」に分類して、ご教示ください。（なお、市の決算事項別明細書において、実施した文化事業の全てが開示されており、これに符合させて分類していただきたくお願いいたします。）	業務の基準・2文化事業の記載のとおり、業務の基準（別表）を参照し、事業を適宜行うこととしております。 47の回答のとおり、文化事業計画の提出時に協議することになりますので、業務の基準（別表）で示した事業を全て実施することを必須要件としていません。 実施状況については、回答書別添資料4のとおりです。なお、令和6年度分についてはまだ報告を受けておりません。また、ファイルは保安上の点からパスワード保護を行っております。閲覧用のパスワード希望者は設計図書閲覧申請書（様式1）に必要事項を記入、押印の上持参またはPDF形式で電子メールに添付してお申し込みください。パスワードはPDF形式で電子メールに添付して随時配布を行う予定です。 受付期限：5月23日（金）午後5時まで

79	業務の基準・P10・2文化事業に関する業務の基準（別表）	「情報・発信事業」のうち、「機関誌発行」は、P.2～3では「3 施設の運営に関する業務の基準 カ 広報宣伝等」に含まれていますが、費用は文化事業として指定管理料に含まれる17,000千円から支出するという認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	業務の基準・P11・2文化事業に関する業務の基準（別表）	「施設提供事業」のうち、「施設提供」は、P.3では「3 施設の運営に関する業務の基準 ウ 施設の貸出し等」に含まれています。「文化事業」としての取り扱いではなく、「施設の運営に関する業務」としての取り扱いと考えて差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	様式集・6-B	様式6-Bのフッターには追加枚数に関する指示がありません。追加は不可なののでしょうか？	不可です。
82	様式集・6-H・3・（1）・③減免の考え方	現指定管理者が設定している減免基準をご教示ください。	32、33の回答のとおりです。
83	施設維持管理業務の基準	建設設備保守点検及び舞台設備保守点検について、メーカー名、機種、型式等設備の詳細仕様書を、ご教示ください。	指定管理応募者提供図面にてご確認ください。
84	施設維持管理業務の基準	全業務について、点検結果報告書を、開示ください。	募集要項に関する質問としては、対応はいたしかねます。
85	施設維持管理業務の基準	還元データ「収支決算（R5年度）」では、（支出－維持管理費－委託費）において、「施設維持管理業務の基準」と同一項目で決算額を表記されています。還元データ「収支決算（R5年度）」にある「1. 建築物保守管理業務」以下「8・機械警備保守業務」については、「業務基準」にある「管理項目」に符合させて分類表記されていますでしょうか、ご教示ください。	項目によっては集約して発注しているため、必ずしも符合しておりません。
86	施設維持管理業務の基準・9 その他管理業務	9 その他管理業務のうち、33 廃棄物処理 は、還元データ「収支決算（R5年度）」では、（支出－維持管理費－委託費）のどの項目に含まれていますでしょうか、ご教示ください。	現指定管理者の運用においては事務費に含まれます。

87	施設維持管理業務の基準・9 その他管理業務	9 その他管理業務のうち、34 バイオマスボイラー燃料は、光熱水費に含まれていることよろしいでしょうか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
88	施設維持管理業務の基準・9 その他管理業務	9 その他管理業務のうち、35 ホール舞台施設設備操作管理業務について、開示データ「収支決算（R5年度）」において、人件費、及び委託費（舞台設備保守点検）に分けて、分類表記されていますでしょうか、ご教示ください。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
89	施設維持管理業務の基準・9 その他管理業務	ホール舞台施設設備操作管理業務に係る人件費及び委託費について、各々の実績金額を、ご教示ください。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
90	施設維持管理業務の基準・9 その他管理業務	9 その他管理業務のうち、35 ホール舞台施設設備操作管理業務について、「常駐管理者：2名 運営管理者：3名（大ホール：原則3名、小ホール：原則2名）と明示されています。常駐者は2名ということでしょうか、ご教示ください。 運営管理者の定義を、ご教示ください。 「大ホール：原則3名、小ホール：原則2名」とは、利用料金に含まれる基準人員（基準人員を越える増員については利用者負担）ということでしょうか、ご教示ください。	→お見込みのとおりです。 →公演内容に応じて配置する舞台技術者のことです。 →利用料金との直接的な関連ではなく、施設の特性や一般的な運営状況を踏まえ、施設の円滑かつ安全な運用を行う上で、必要とされる人員体制の一つの目安として例示しているもので、施設を適切に運営するための考え方として示しております。指定管理者の効果的な提案をいただきたいと思います。
91	施設維持管理業務の基準・1・3 建物管理	開館日において1回/日、日常業務・緊急時に対応するため開館日は担当者が常勤とありますが、常勤とは、何時から何時まで勤務すると常勤といえるのでしょうか？ また、担当者が一名の場合、担当者が休みの日には他の職員が対応する必要がありますでしょうか？	→開館時間内です。 →必要です。
92	施設維持管理業務の基準・4・23 舞台機構設備保守点検	大・小ホールの舞台機構のメーカー名をご教示ください。	カヤバCS 株式会社
93	施設維持管理業務の基準・4・24 舞台照明設備保守点検	大・小ホールの舞台照明のメーカー名をご教示ください。	丸茂電機株式会社

94	施設維持管理業務の基準・4・25 舞台音響設備保守点検	大・小ホール of 舞台音響 of メーカー名をご教示ください。	ヤマハサウンドシステム株式会社
95	各施設の稼働率・利用料収入（令和5年度）	「各施設の稼働率・利用料収入（令和5年度）」が開示されていますが、その傾向を見極めるために、令和4年度、および、コロナの影響が小さい平成30年度、令和元年度の実績も開示ください。（通常開館実績3か年のデータが必要です）	回答書別添資料5のとおりです。なお、令和3年度以前については、施設ごとの利用料を集計しておりません。また、ファイルは保安上の点からパスワード保護を行っております。閲覧用のパスワード希望者は設計図書閲覧申請書（様式1）に必要事項を記入、押印の上持参またはPDF形式で電子メールに添付してお申し込みください。パスワードはPDF形式で電子メールに添付して随時配布を行う予定です。受付期限：5月23日（金）午後5時まで
96	各施設の稼働率・利用料収入（令和5年度）	R3年度～R6年度について、ご教示ください。	95の回答のとおりです。令和6年度はまだ報告を受けておりません。
97	収支決算（令和5年度）	「施設維持管理業務の基準」にある「管理項目」ごとの決算額を、ご教示ください。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
98	収支決算（令和5年度）	令和3～6年度の収支決算書も開示願います。	回答書別添資料6のとおりです。なお、ファイルは保安上の点からパスワード保護を行っております。閲覧用のパスワード希望者は設計図書閲覧申請書（様式1）に必要事項を記入、押印の上持参またはPDF形式で電子メールに添付してお申し込みください。パスワードはPDF形式で電子メールに添付して随時配布を行う予定です。受付期限：5月23日（金）午後5時まで
99	収支決算（令和5年度）	令和3～7年度の収支予算書を開示願います。	回答書別添資料7のとおりです。なお、ファイルは保安上の点からパスワード保護を行っております。閲覧用のパスワード希望者は設計図書閲覧申請書（様式1）に必要事項を記入、押印の上持参またはPDF形式で電子メールに添付してお申し込みください。パスワードはPDF形式で電子メールに添付して随時配布を行う予定です。受付期限：5月23日（金）午後5時まで

100	収支決算（令和５年度）	「収支決算（令和５年度）」が開示されていますが、その傾向を見極めるために、令和４年度、および、コロナの影響が小さい平成３０年度、令和元年度の実績も開示ください。 （通常開館実績３か年のデータが必要です）	98 の回答のとおりです。
101	収支決算（令和５年度）	「収支決算（令和５年度）」に関連し、現指定管理者が提出した令和６年度事業計画書に記載の収支計画（予算）を開示ください。	99 の回答のとおりです。
102	収支決算（令和５年度）	その他収入（手数料等）の内訳を開示願います。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
103	収支決算（令和５年度）	助成金、電気代補填金の内訳を開示願います。	電気代補填金は 6,315,000 円です。助成金の内訳については、指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
104	収支決算（令和５年度）	喫茶コーナーの収入と支出は、どの科目に計上していますか？	収入については、その他収入です。支出については、維持管理費のそれぞれの科目です。
105	収支決算（令和５年度）・１建築物保守管理業務	内訳を開示願います。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
106	収支決算（令和５年度）・２建築設備保守点検	内訳を開示願います。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
107	収支決算（令和５年度）・３環境衛生管理	内訳を開示願います。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
108	収支決算（令和５年度）・４舞台設備保守点検	内訳を開示願います。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。

109	収支決算（令和５年度）・８機械警備保守点検業務	内訳を開示願います。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
110	収支決算（令和５年度）・光熱水費	内訳（電気・ガス・水道・燃料代）を開示願います。また、令和３～４年度の実績及び内訳を開示願います。	令和５年度内訳は以下のとおりです。 ・電気 18,599,952 円 ・上下水道 1,307,385 円 ・バイオマスボイラーチップ 1,339,904 円 令和４年度内訳は以下のとおりです。 ・電気 14,754,494 円 ・上下水道 1,279,162 円 ・バイオマスボイラーチップ 1,365,776 円 令和３年度内訳は以下のとおりです。 ・電気 10,349,652 円 ・上下水道 1,199,789 円 ・バイオマスボイラーチップ 1,130,672 円
111	収支決算（令和５年度）・事務費	内訳を開示願います。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
112	収支決算（令和５年度）・一般管理費	内訳を開示願います。また、令和３～４年度の実績を開示願います。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。
113	収支決算（令和５年度）	施設維持管理業務の基準にある９．その他管理業務３５ホール舞台施設設備操作管理業務の費用はどの科目に計上していますか？	人件費及び委託費です。
114	収支決算（令和５年度）	収入について、助成金、電気代補填金の金額について、分別してご教示ください。	103 の回答のとおりです。
115	収支決算（令和５年度）	助成金について、文化事業以外のものがあれば、文化事業と分別して、その金額を、ご教示ください。	指定管理者の営業活動上のノウハウに関する情報に該当するため、提示できません。

116	収支決算（令和 5 年度）	支出について、事務費、一般管理費の内訳の詳細を、ご教示ください。	111、112 の回答のとおりです。
117	収支決算（令和 5 年度）	消費税については、支出側の人件費、保険料、負担金、公租公課が、消費税の対象外となるため、支出側に納付すべき消費税を計上することとなりますが、どの科目に計上されていますでしょうか、ご教示ください。	現指定管理者は共同事業体なので、それぞれの構成団体が適正に処理していると考えております。
118	その他	確認ですが、アルテピアのロゴは市が制作し所有しているものでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	その他	総合案内に設置されている骨伝導集音器（WeCLEAR）については、市と指定管理者どちらが設置しているものでしょうか。	本市が設置しています。
120	その他	館内に設置されている Wi-Fi（やすぎどじょっこテレビ）は、市と指定管理者どちらが設置しているものでしょうか。また、その維持管理費用をご教示ください。	本市で設置しているため、経費はかかりません。
121	その他	館内に設置されているやすぎどじょっこテレビのモニターは、市と指定管理者どちらが設置しているものでしょうか。	本市が設置しております。
122	5P ③提案書	提案書は様式 6～9 まで順番通りの製本でなくても良いか。	順番どおりでなくても結構です。